令和８年（フ）第１１７９号
仙台市若林区上飯田２丁目16番56号
債務者　北谷　光隆
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１１８５号
仙台市若林区中倉２丁目24番２―706号
債務者　高橋　弘美
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第１６０号
宮城県石巻市大街道東２丁目５番24号
債務者　山田　淳子
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
仙台地方裁判所石巻支部破産係

令和８年（フ）第２８４号
茨城県稲敷郡阿見町大字荒川本郷1343番地257
債務者　佐藤　毅宗
1　決定年月日時　令和８年10月22日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和８年（フ）第８１２号
川崎市幸区小倉５丁目27番26号　コーポ鈴木205
債務者　山上みどり
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第８１６号
川崎市川崎区桜本２丁目41番16号
債務者　遠藤　愛菜
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第１２５号
岐阜県大垣市牧野町２丁目150番地１　牧野華園、前住所岐阜県大垣市外渕２丁目160番地１
債務者　梅村　眞代
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和８年（フ）第５５３号
静岡県藤枝市高柳３丁目28番33号　Ｅｎｃｈａｎｔｅ　102号室、旧住所静岡県島田市東町205番地
債務者　玉島　隆平　（旧姓　村松）
1　決定年月日時　令和８年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第５５６号
静岡市葵区瀬名中央３丁目６番10号　コーポフェイム　203
債務者　泉　香奈多
1　決定年月日時　令和８年10月23日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第５９３号
静岡市清水区三保松原町21番地の７　エストレーモ銀河Ⅲ　Ｂ棟
債務者　望月　友善
1　決定年月日時　令和８年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第６０６号
静岡県焼津市大栄町２丁目13番１号
債務者　藤田　金悟
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第６１５号
静岡県藤枝市田沼２丁目２番１号　クレストール田沼101号、旧住所静岡県焼津市石津港町22番地の16　フースバル104号
債務者　高津　光希
1　決定年月日時　令和８年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第６２０号
静岡市葵区瀬名１丁目38番16―202号
債務者　前島　信弘
1　決定年月日時　令和８年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
静岡地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第１９５号
静岡県富士市宮島572番地の１　ハイスピリッツＢ―101号
債務者　鈴木　友里
1　決定年月日時　令和８年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第２１９号
静岡県富士市元町10番１号　鈴木アパート303号、前住所静岡県富士市西柏原新田170番地レオパレス柏原204号
債務者　近藤　　守
1　決定年月日時　令和８年10月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
静岡地方裁判所富士支部

令和８年（フ）第２６号
静岡県下田市大賀茂1226番地の102
債務者　長谷川莉奈
1　決定年月日時　令和８年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年12月21日まで
静岡地方裁判所下田支部